

マイトラカ朝の土地施與文書

山崎利男

1

本稿は、6世紀末から8世紀末までインド西部のサウラーシュトラ(Saurāṣṭra)を支配したマイトラカ(Maitraka)⁽¹⁾朝の土地施與を記した銅板文書にもとづいて、土地施與の實態とそれに関係する問題を考察したものである。

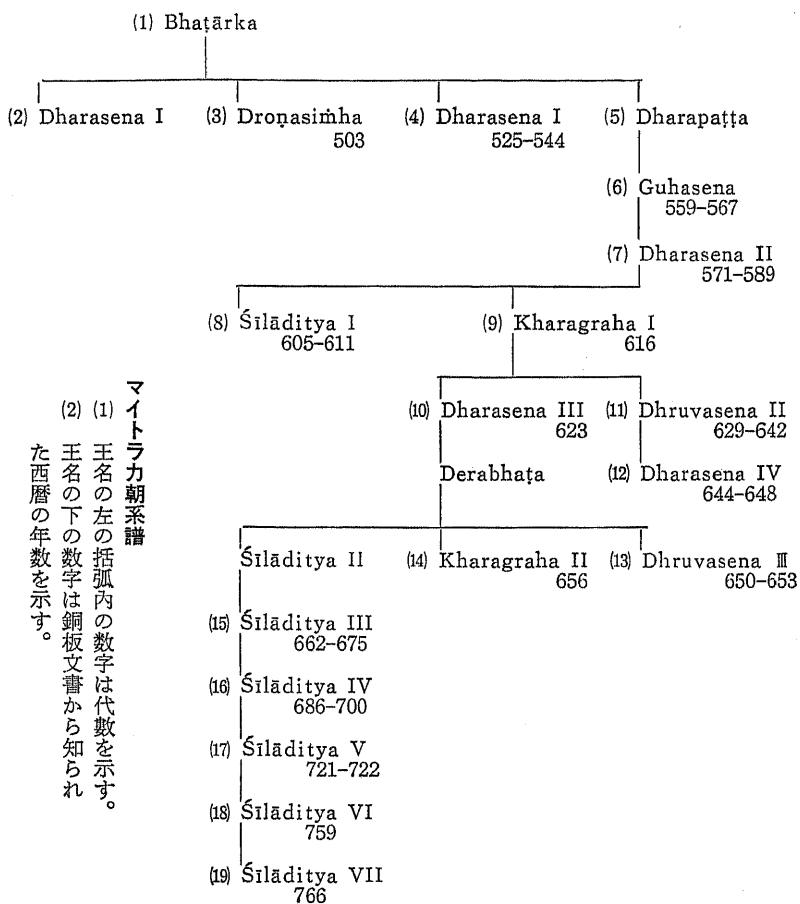
銅板文書(tāmraśāsana)は、西暦300年ごろ以降インドの諸王朝によつてつくられたものが数多く発見されており、4～12世紀のインド、とりわけ北インドの歴史を知る上に重要な資料となつている。これらは村落や土地の施與を記したものが大部分を占め、それらのなかでは、王がバラモン、ヒンドゥー寺院、佛教サンガ、ジャイナ教寺院に對して宗教的目的をもつて施與したものが壓倒的に多い。⁽²⁾マイトラカ朝はこの時代の諸王朝のなかで銅板文書がとりわけ多く残つていることで有名であり、いままでに100餘文書が諸雑誌や諸碑文集に發表されている。⁽³⁾これらのうち、村落や土地の施與に記する記載の部分が缺けている文書を除いて、わたくしが参照できたものは75文書である。⁽⁴⁾これらについて分類して表記すれば、次頁のとおりである。

4～10世紀北インドとデカンの諸王朝においては、今日発見されているかぎりでは、土地施與文書は村落施與文書に比べてはるかに少なく、どの王朝でもその数はわずかである。しかるに、マイトラカ朝においては土地施與文書は村落施與文書よりやや多く43文書を見出すことができる。しかも、これ

らの文書の多くには、施與した土地とその4境で接した土地とについて村民などももっていた権利が示されている。他の王朝の文書では、この種の記載を記したものがあっても、それらの土地の所有関係についてまとめて論ずることができるほど文書の数が多くない。このような重要なことがあるにもかかわらず、マイトラカ朝文書の土地所有関係はこれまで検討されることがなかつたのである。

マイトラカ朝文書の分類

施与者	被施与者	村落施与			土地施与			計
		バラモン	ヒンドゥー寺院	仏教サンガ	バラモン	ヒンドゥー寺院	仏教サンガ	
Droṇasimha			1					1
Dhruvasena	I	1		2	12			15
Guhasena				2				2
Dharasena	II	4		2	7			13
Śīlāditya	I	2		3	1	2	2	10
Kharagraha	I				1			1
Dharasena	III	1			1			2
Dhruvasena	II			2	5			7
Dharasena	IV	1			2		1	4
Dhruvasena	III	1		1				2
Kharagraha	II	1						1
Śīlāditya	III	1		2	8			11
Śīlāditya	IV	1			1			2
Śīlāditya	V	2						2
Śīlāditya	VI	1						1
Śīlāditya	VII	1						1
計		17	1	14	38	2	3	75



(2) (1) **マイトラカ朝系譜**
 王名の下の括弧内の数字は代数を示す。
 王名の下の数字は銅板文書から知られた西暦の年数を示す。

2

はじめに簡単にマイトラカ朝の歴史について述べておこう。⁽¹⁾

マイトラカ朝が支配したサウラーシュトラは、カッチィアーワール(Kathi-
āwād)ともよばれ、アラビア海につきでた半島で、今日グジャラート州の一

部をなしている。この地方には前2400年ごろからハラッパー文化が及び、その遺跡は東部の Lothal や Rangpur をはじめとして數十発見されて⁽²⁾おり、地方色をもつ文化を生み、また肥沃なレグール土壤に稲作農業を發達させたのであつた。⁽³⁾しかしながら、マウリヤ時代より前の歴史はよくわかつていない。バラモンの文獻からうかがうに、この地方では部族制社會が長く存続し、かつアーリヤ的生活様式が及ぶのが遅くれたようである。⁽⁴⁾

マウリヤ帝國はサウラーシュトラを領域とし（アショーカの Girnar 碑文）、それにともなつてガンジス中流域で發達した高度の文化が移植され、佛教やジャイナ教も傳えられたのであろう。マウリヤ帝國の衰退後はこの地方には強大な國家がなく、ふつう考えられているように、しばらくして、西部インドを廣く支配したギリシャ人諸王や、シャカ民族のクシャトラバの勢力が及んだのかも知れない。西暦1世紀ごろからカールダマカ（Kārdamaka）朝といわれるシャカ民族のクシャトラバがマールワー（Mālwa）地方からこの地方にかけて勢力をもち、その後約240年の長きにわたつて支配し、とくに2世紀中ごろの Rudradāman のときには繁榮した。かれらはバラモン文化に同化して、インドの支配體制を採用し、他の王朝よりも早くサンスクリットを碑文の用語として使用した。⁽⁵⁾この時期にはこの地方では、佛教もさかえ、多くの石窟も残つており、⁽⁶⁾サンガに對する寄進を記した碑文もみられる。また米、麥、綿などの豊かな生産地であり、農業がかなり發達し、商業もさかんであつた。

4世紀前半ガンジス中流域で成立したグプタ帝國は、しだいに勢力を擴大し、第3代 Chandragupta（376—415年ごろ在位）のときに西部インドを征略し、サウラーシュトラをもその領域に入れた。クシャトラバの勢力は3世紀後半に動搖していたが、ここに完全に驅逐され、この地方に新しい支配體制がしかれたのである。グプタ帝國の最盛期をへて、西部領域が Toramāna によつておびやかされると、第5代 Skandagupta（455—467年ごろ在位）はサウラーシュトラに新たに知事（goptṛ）を任じてその支配に心を砕いた。

しかしこの王の死後グプタ帝國は衰え、それに乘じて各地の勢力が獨立した。サウラーシュトラでも 480 年ごろ senapati (「軍司令官」の意味) という稱號をもつた Bhaṭārka がこの地方の支配權を握り、Valabhī (今日の Bha-vnagar District の Vala) を都として、マイトラカ朝を建てた。

マイトラカ朝ははじめグプタ朝の宗主權を認め、グプタ帝國の支配體制を繼承し、グプタ曆に準じて曆年を定めた。かれらははじめ senapati、ついで mahārāja (「大王」の意味) を稱しており、宗主に從屬した地方支配者であつた。6 世紀になると、グプタ帝國のマールワールにおける支配が消え、第 6 代の Guhasena はこれまでの從屬の地位から獨立し、それと前後して、サウラーシュトラの東部だけでなく、西端の Dvārakā (今日の Dwarka) まで勢力をのばし、またマールワール西部まで進出した。のちの銅板文書には第 2—5 代の王を略して Bhaṭārka のつきにこの王の名が記されており、このときに西部インドの最有力な國家となつたのである。

ついで 7 世紀になると、ガンジス中流域においてハルシャが覇權を確立し、おそらく 630 年ごろ、矛先をグジャラートとデカンに向けてきた。このときのマイトラカ朝の王は Dhruvasena 2 世で、グジャラート南部には 6 世紀末から興つたグルジャラ (Gurjara) ⁽⁷⁾ 朝の Dadda 2 世がおり、デカンには Bādāmī に都したチャールキヤ朝 Pulakeśin 2 世の強大な王國があつた。Dhruvasena 2 世はグルジャラ朝の助けを受けてハルシャと對峙し、和約してハルシャの娘を妃としたという。玄奘がこの國を旅行したのはこの王のときである。

ハルシャや Pulakeśin の死後、マイトラカ朝はしばらくの間グジャラートの覇權を握り、南のグルジャラ朝を壓し、Dharasena 4 世以後歴代の王は mahārājādhirāja (「大王の王」の意味) と稱し、獨立した地位を保持した。しかしながら、730 年ごろ、アラブ人 (Tajjika) の軍隊がシンドから西部インドを侵略したとき、マイトラカ朝はその攻撃を受け、その後急速に衰えた。そしてサウラーシュトラ西部にサインダヴァ ⁽⁸⁾ (Saindhava) 朝が興り、北

からはプラティハーラ (Pratihāra) 朝が壓迫し、南からはラーシュトラクータ (Rāṣṭrakūṭa) 朝の勢力が伸び、そのような状勢のなかで、770年ごろ、マイトラカ朝は滅ぼされたようである。

マイトラカ朝は2世紀半にわたって比較的安定した支配をおこない、農業と商業がともにさかえたので、都の Valabhī は當時のパラモン文化、佛教⁽⁹⁾やジャイナ教の一中心地であつた。この王朝は一般にシヴァを信仰し、その印章にはシヴァの乗物たるナンディが描かれていたし、グプタ朝と同じく、宗教的權威と社會的特權をもつていたパラモンを尊重した。また佛教については、7世紀後半の義淨は、Valabhī が當時 Nālandā と並び稱されるほど重要な佛教教學の研究の地であつたと述べている。現にサンガに對する施與を記した銅板文書は23発見されており、Dhruvasena 1世の姪 Duḍḍā が Valabhī の近くの建立した僧院が歴代の王の施與と保護を受けて増大し、そのなかに7つ以上の僧院をもち、vihāra-maṇḍala とよばれるほどの大僧院となつたことが知られている。この地では部派佛教と大乘佛教がならびおこなわれ、Saṃmitiya (正量部)を學ぶ者が多かつたといわれ、また唯識學者の Guṇamati (徳慧)と Sthiramati (堅慧)がこの地で著述したと伝えられている。ジャイナ教では、Śvetāmbara (白衣派)の經典編纂をはじめ、Valabhī に結びつけられた傳説が少くなく、この宗派がマイトラカ朝のもつてさかえたことは疑いないけれども、確なことはよくわからない。

さて、マイトラカ朝の文書は、王がバラモン、ヒンドゥー寺院、佛教サンガに對して村落あるいは土地を施與したことを記している。この村落や土地の施與は、すでにブラーフマナ文獻をはじめとするバラモン文獻や佛教經典にみえており、おそらく、ガンジス流域で農業社會が發展し、土地私有制が成立してきた前5・6世紀からはじまつたのであろう。しかしこれらの施與はいずれも著作年代が不明瞭な文獻に挿話として記されているにすぎない。しかるに、西暦2世紀はじめサータヴァーハナ (Śātavāhana) 朝 Gautamīputra śrī Śātakarṇi の碑文は、マイトラカ朝文書を含む4世紀以後の銅板

文書の記載内容と形式とをそなえており、王の村落や土地の施與における譲渡すべき事項が確立しており、このころまでにこの種の施與がいわば制度化したと考えられる。ついで4世紀になると、グプタ、ヴェーカータカなどの諸王朝において、當時すでに宗教的權威と社會的特權が確立していたバラモンを尊重し、かれらに対する村落や土地の施與がさかんにおこなわれた。マイトラカ朝はこの施與の制度をおこなつたのであり、そこにおいてとりわけ新しいことをはじめたわけではないと思われる。

バラモンに対して施與された村落や土地はブラフマデーヤ (brahmadeya or brahmadāya) といわれた。この語は古くから使われたものであり、のちにこれにならつてデーヴァデーヤ (devadeya or devadāya) という語がつくられ、ヒンドゥー寺院に対する同様な施與を表わした。また4世紀になるとアグラハーラ (agrahāra) という語が現われ、バラモン、ヒンドゥー寺院、佛教サンガのいずれに対しても施與した村落や土地を表わす語として一般的⁽¹⁰⁾に使われた。

この施與は宗教的目的をもつものであつて、施與者たる王自身⁽¹¹⁾の現世と來世における果報と、王の父母の宗教的功德の増大とを願つてなされたものであつた。そして、施與によつて得られる収益によつて、バラモンの場合には、王のために五大供犠 (pañcamahāyājñāḥ) をはじめとする祭式をおこない、かれらの生計を立て、ヒンドゥー寺院や佛教サンガの場合には、日々の祭祀の施行、建物の修復、僧侶の生活の費用を支辨すべきであつた。しかしながら、この施與はたんに宗教的目的をもつただけではなく、これによつて、バラモンを施與した村落に定住せしめて、その地域社會の秩序を維持せしめ、⁽¹²⁾安寧をはからしめたのである。

マイトラカ朝文書には村落施與と土地施與との2種類があるが、両者は、他の諸王朝の文書と同じく、記載の内容と形式においていちじるしい相違がなく、譲與すべき権利内容についても全く同じ記載が記されている。しかし、この時期において両者は實際になんらの相違がなかつたのであろうか。これ

と関連して、ふつうの村落内の土地に対して村民はどのような権利をもつていたのであろうか。

この時期の所有権の觀念はなによりもよくダルマシャーストラに表われている。⁽¹³⁾所有権は sva の派生語たる svamya あるいは svatva という語をもつて表わされ、その権利は物に對して賣買、贈與、抵當、相續できるものであつた。ダルマシャーストラでは、所有者が非所有者によつて占取された場合におこつた紛争についての準則を與えることから始まり、『マヌ法典』、とくに『ヤージュニャヴァルキヤ法典』において、權原 (āgama) の概念がもち出され、それ以後、これと関連して所有と占有 (bhukti) との概念が區別され、所有権の概念と要件が明確となつた。すなわち、そこにおいては、所有権の十分な要件は合法的な權原をもつて現に占有していることである。權原か占有のどちらか一方が缺けたりあるいは十分でない場合、所有権をめぐる紛争においてどのような「證據」をもつ方がまさっているかについて詳しく規定したのである。これらの諸法典の規定の間にはかなりの相違がみられるけれども、全體としてみれば、合法的な權原を明示して、それにもとづく權利を保護する傾向と、長期にわたつて中絶することなく占有しかつ現に占有していることを重視する傾向とがみられ、そして土地を他のものから特別に區別して、その所有権の要件を一層嚴格に規定する點が顯著である。このような所有権に関する規定は、村落における土地所有権を認め、それを前提としてつくられたにちがいない。

さらに、ダルマシャーストラは、土地の賣買、贈與、抵當について規定し、それらの文書についても記している。しかしながら、土地の賣買や贈與には、村落の人々の同意を得たり、あるいは王の認可を受けねばならないなどの制約が記されており、それが無制約なものでもなかつたし、現實には土地賣買がかなり一般적으로こなわれたわけでもなかつたと思われる。他方、ダルマシャーストラなどの諸文獻には、王が全土地の所有者であるという觀念が記されている。この觀念の解釋はさまざまであらうが、現實に、王が直接に所

有かつ經營した土地が存在したほか、王は一般の村落の土地を支配し、それを保護する責任を負うとともに、土地に對して租税を課したのである。その上、銅板文書にみられるように、王は村民が土地を所有していた村落をバラモンなどに對して施與したのである。(本稿においては「所有權」を以上のような意味において使用する。)

そして、4—10世紀の北インドとデカンにおいては、一般的にいつて、村落施與と土地施與とは現實には相違があり、王が施與した村落は、王が直接に所有しかつ經營した村落ではなく、村民が所有權をもつていたふつうの村落であり、村落の施與とは村民たちから徴收される租税の讓與を主要な内容とするものであつたし、これに對して、王が施與した土地は、村民が所有權をもつていた土地ではなく、王の所有に屬する土地であり、王はその所有權を讓渡し、かつその土地に對する租税を免除するなどの特權を與えたのであつたと考えられる。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

そこで、本稿においては、マイトラカ朝土地施與文書の検討を通じて、施與された土地が多く村落のはずれにあり、王の所有に屬した土地であつたことと、村民が所有權をもつた土地が王の施與の對象とならなかつたことをできるだけ論證してみたい。

3

そこでマイトラカ朝の土地施與文書の検討に移ろう。まず施與地が村落内のどのようなところにあり、どのような性質のものであつたかについて考察する。

施與地の村落内の地理的位置については、若干の例を除いて、東あるいは西南というように、四方八至の方向が記され、そのあとに *sīman* の *Locative sīmani* という語が記されている。⁽¹⁾ *sīman* はふつう「境」、「境界」を意味し、銅板文書でもこの意味で多く使われている。しかし、ここでは、*sīman* を村落の「境界地」とし、所有關係における特別の地域と考えて、*sīman* という

語自體に決定的意味を與えることは、⁽²⁾ 避けるべきであろう。今日のサウラーシュトラの村落はいわゆる集村形態をなし、村民はふつう1區域にまとまつて住み、この居住區域のまわりに耕地や牧地がひろがつている。この形態におそらくマイトラカ時代でも同様にみられたであろう。そうであつたとすれば、東とか西南というのは居住區域からの方位を表わしたものと考えるのが無難であろう。むしろ、文書には施與地の四方の境界が記されているので、この記載を調べるべきであろう。

4世紀以後の銅板文書においては土地や村落の境界が注意深く記されているし、境界の設定やその紛争の裁決の準則についてはダルマシャーストラに詳述されている。マイトラカ朝土地施與文書では、施與地の境界の記載のある文書は24、その施與地の数は65であつて、Śilāditya 1世以後の文書にはほとんど記されている。これらのうちで、16文書、29施與地は少くともその1方では隣村と境を接しており、⁽³⁾ 2方にて隣村と境を接したのは10例も見出される。さらに、Śilāditya 3世の669(GE. 350)年の第2の施與地は、ある村の東南部にあつて、その4境はいずれも他村と接していた(El. iv. p.80. ll. 56-58)。これはこの村の突端の土地であろう。また Dharasena 2世の571(GE. 252)年の文書の第6施與地は、4境の記載がないが、ある村の西の⁽⁴⁾ sikhara(先端)にあつたと記されている(CII. iii. p. 166. l. 24)。これとならんで、施與地と境を接した土地がブラフマデーヤ(王がバラモンに施與した土地)であつた例がきわめて多い。4境の記載のある施與地のうちで、隣村とブラフマデーヤとのいずれにも境を接しなかつたのはわずかにすぎない。以上のことによつて、施與地が村落の境界に接した區域、いわば村落のはずれに多く存在していたと推定できよう。

この点において施與地の面積が問題となる。サウラーシュトラにあつた施與地の面積は pādāvarta という単位で記されている。そこに記されたかぎりでは、1文書にみえる施與地の面積の最大なものは Dhruvasena 1世の540(GE. 221)年の文書で、3カ所で896 pādāvartaであり(VOJ. vii. p.298.

ll. 15ff.), 最小なものは Dhruvasena 1 世の 529 (GE. 210) 年の文書で, 2 カ所で 42 pādāvarta である (EI. xi. p. 113. ll. 16 ff.). そして 300 pādāvarta 以上の例は 8 例にすぎず, いずれも Dharasena 2 世以前の施與である。また 1 カ所の土地 (kṣetra) としては, 最大は 700 pādāvarta, 最小は 5 pādāvarta であるが, 100 pādāvarta がめだつて多く (18 例), 99 pādāvarta 以下が 34 例, 101 pādāvarta が 19 例である。⁽⁵⁾

しかしながら, pādāvarta はマイトラカ朝のときのサウラーシュトラの標準的な面積単位であつたと考えられるが, これらの文書以外には知られていないようであり, この単位が今日の単位に換算してどれほどの面積であつたかを確めることは非常にむずかしい。⁽⁶⁾ というのは, これまで碑文學者は面積単位の廣さをその語の意味だけから推測したけれども, この単位の多くは長さの単位を基礎として測定されたものであり, 長さの単位を今日の単位に換算することがむずかしい上に, 単位面積のたてとよこの長さが必ずしも一定していなかつたからである。また 19 世紀まで存続した単位の場合にはある程度推測することが可能であるが, 19 世紀においてもその面積が地域によつてかなりちがつていたのであり, 時代によつてもちがつていたと考えられるからである。⁽⁷⁾

マイトラカ文書ではサウラーシュトラ以外の領域で他の 2 つの単位が見出される。1 つは bhakti という単位で, マディヤ・ブラデーシの西端 Ratlam District の Nogwa 出土の Dhruvasena 2 世の 2 文書にみられ (EI. viii. p. 193. l. 42, p. 199. l. 44), これまた他の地方の文書に見出せず, マールワール地方で使われていたものであろう。他の 1 つは vṛihi-piṭaka-vāpa で, Ahmadabad の南にある Kaira District 出土の Dharasena 4 世の文書にみられる (IA. xv. p. 340. ll. 43, 45-47)。これは Kheṭaka-mānena (Instrumental), つまり, Kaira District にほぼあたる Kheṭaka 地方でおこなわれていた基準で測つた, 一定の容積の稲が蒔かれる面積であつた。これによつて, マイトラカ朝ではそれぞれの地方の単位で施與地の面積を測つていたことが知ら

れる。さらに、vrihi-piṭaka-vāpa という単位はほぼ同じころのグルジャラ朝 Dadda 2 世の Baroda District の Sankheda 出土の文書にみえ(CII. iv. p. 77. ll. 10), ここでは施與地のある viṣaya (郡) の基準で測つた (tad-viṣaya-mānena) 単位と記されている。これと同じ日に同じバラモンに別の土地を施與したことを記した同王の文書には同種の vrihi-prastha-vāpa という単位がみえ(CII. iv. p. 80. ll. 9-10), これは大きな基準で測つた(vṛhad-mānena) ものであつた。⁽⁸⁾このように、この種の単位の面積は地域(とくにviṣaya)によつてちがつていたのである。pādāvarta については推定の根拠がないけれども、マイトラカ朝支配の各地域によつてちがつていたという可能性は大きい⁽⁹⁾と思う。

つぎに、マイトラカ朝土地施與文書にみえる土地所有関係について述べよう。これらの文書では、施與地について村落内の地理的位置と面積だけを記した例が少なく、それは Dharasena 2 世のときまではむしろ一般的であつた。しかるに、Śīlāditya 1 世以後には、施與地の 4 境にて隣接した土地をあげ、施與地とその隣接地とについて kṛṣṭa, prakṛṣṭa, pratyaya, prabhuktaka, satka の 5 語をもつて、村民などがもつていた関係を明記するようになった。1 例をあげれば、Śīlāditya 3 世の 669 (GE. 350) 年の文書の第 4 施與地の境界については、南が Bappaka-prakṛṣṭa-kṣetra, 西が brāhmaṇa-Skandasatka-brahmadeya-kṣetra, 北が Īśvara-pratyaya-kṣetra と記され (EI. iv. p. 81. ll. 60-61), prakṛṣṭa, pratyaya, satka の 3 語が並記されている。これらの語が記されているのは、マイトラカ朝文書では 24 文書、129 土地である。これらの語についてはすでに碑文學者によつて解釋が與えられているが、英譯が記されているだけで、よく検討されたわけではない。こうした術語は辭典から正しい意味を探り出すことがきわめてむずかしく、ただ用例を網羅的かつ注意深く集め、語そのものの意味を考え合せて検討し、歴史的諸條件に支障がない適切な意味を見出すほかはない。

これらの 5 語のうちで、pratyaya と satka とは用例が多く、satka は本

稿の目的にとつて重要と考えられるので、この語から検討をはじめよう。

satka はマイトラカ朝文書では17文書、76の土地について見出せる。⁽¹⁰⁾ また他の王朝の文書にごくわずかながらみられ、6—8世紀のグジャラート以外でも使われた語である。⁽¹¹⁾ この語については、D. C. Sircar 氏は、ブラークリットの *santaka* のサンスクリット語化したものとして、'the holding of' あるいは 'belonging to' と譯している。⁽¹²⁾ しかしここにおいて注目すべきことは、この語がつねに施與地に隣接した土地について記され、王の施與の対象となつた土地について記された例が全くみられないことである。これに對して他の語はいずれも施與地について記された例がみられ、この點重大な相違がある。

しかも、Śīlāditya 1 世の 605 (GE. 287) 年の文書では、施與地がある村の東南方にある *Sihadatta-pratyaya-kṣetra* であつて、その隣接地は、東が他村の住民の *Pippala-satka-kṣetra* と、*Karkka-satka-kṣetra*、南が *Miśrana-sakta-kṣetra*、西が *Dūsaka-satka-kṣetra* と *Maṇṇaka-satka-kṣetra*、北が他村の境界内にある *kuṭumbi-Vatsa-pratyaya-kṣetra* であつた (JBRRAS. NS. i. p. 30. ll. 23-25)。つまり、ここでは、施與地は *pratyaya* をもつて記され、その隣接地は北方以外にはいずれも *satka* をもつて記された土地であつた。もう 1 例をあげれば、Śīlāditya 3 世の 671 (GE. 352) 年の文書では、第 1 の施與地はある村の南方にある *kuṭumbi-Bivāvaka-prakṛṣṭa-kṣetra* であり、それは、東が *Devaśarmma-satka-brahmadeya-kṣetra*、南が他村の境界、西が *kuṭumbi-Bibhātaka-satka-kṣetra*、北が *kuṭumbi-Ajjāsa-satka-kṣetra* と境を接していたし、第 2 の施與地は同村の東南方にある *mahattara-Jajjaluka-prakṛṣṭa-kṣetra* であり、その東、西、北の 3 方は同じ *mahattara Jajjaluka* の *satka-kṣetra*、南は *brāhmaṇa-Damilaka-satka-kṣetra* と境を接した (Bhavnagar Inscriptions, p. 49. ll. 22-25)。

このように、施與地が *prakṛṣṭa* や *pratyaya* をもつて表わされ、その 4 境において、他村の境界や、川などの自然の境界と接した以外は、*satka*

をもつて表わされた土地と接した例が、すべてで18例も見出すことができる。前掲の最後の例では、mahattara Jajjaluka の土地のうちで、prakrṣṭa をもつて表わされた土地だけが施與されて、その3方で隣接した satka をもつて表わされた土地には及ばなかつたのである。したがつて、satka は pratyaya や prakrṣṭa と明確に區別され、satka をもつて表わされた土地は王の施與の對象とならなかつたと考えられる。

つぎに注意されることは、ブラフマデーヤが、しばしば、brāhmaṇa-Skanda-satka-brahmadeya-kṣetra (バラモン Skanda の satka のブラフマデーヤの土地) と記されたように、satka をもつて表わされたこととであり、他の語をもつて表わされた例が全くみられない。ブラフマデーヤは王がバラモンに施與した土地であり、租税免除などの特権をもつた土地である。この土地は施與を受けたバラモンとその子孫が日月の存するかぎり享有すべきものとされ、原則として、王によつて再び施與されることがないと考えられたものであつた。マイトラカ朝文書でも、他の諸王朝の文書と同様に、施與に際して「これまでに與えたデーヴァデーヤ(ヒンドゥー寺院に施與した土地)とブラフマデーヤを除いて」(pūrva-pradatta-deva-brahmadeya-rahitaḥ) と記されている。つまり、もし王がブラフマデーヤを再び他のバラモンに施與したならば、ブラフマデーヤを没収したか、あるいは新しい施與を無効にするかどちらかでなければならぬ。ことに村落を施與した場合、そこにブラフマデーヤの土地があつたならば、そのブラフマデーヤの特権は存続し、そこからの租税を享有することができなかつた。さもなければ、ブラフマデーヤの土地の特権は消滅してしまう。このために上記の文句が文書に記されたのである。もとよりブラフマデーヤの土地の性格のすべてがこの satka の語で表わされたわけではないが、ブラフマデーヤの土地が satka で表わされたことは、村民が satka で表わされた権利をもつた土地が原則として王によつて施與されなかつたことの傍證となるであろう。

以上によつて、satka は當時のダルマシャーストラの意味における所有權

を表わす語であり、Pippala-satka-kṣetra とは Pippla という者が所有権をもっていた土地を意味すると考えられる。

さらに、satka 以外の prakrṣṭa や pratyaya などの語で表わされた土地は王によつてバラモンにブラフマデーヤとして施與されたが、その場合、これらの土地はバラモンが satka で表わされる権利、すなわち所有権をもつた土地となつたわけである。そうすると、施與以前にはこの土地に対してだれが所有権をもつていたのであろうか。これについてはマイトラカ朝文書では全く記されていない。このことはそれなりの意味をもつていると考えられるが、もし satka の前に所有者の名を記すとすれば、それは王のほかには考えることができない。換言すれば、王はみずからが satka で表わされる権利、つまり所有権をもつた土地をブラフマデーヤとして施與したのである。

この點に關連して、Śīlāditya 3 世の 656 (GE. 357) 年の文書は重要である。すなわち、この文書の施與地は 3 種あつて、第 1 が「王の所有に屬する」(rājakiya) 池 (vāpī)」、第 2 が「耕作者のいない」(utsanna-kuṭumbika) 土地、第 3 が「Kikaka という者が耕作した (prakrṣṭa) 土地」である。まず、「王の所有に屬する池」が施與された例は、Kharagraha 1 世の 616 (GE. 297) 年の文書 (IIBS. i. p. 15. ll. 22-23) と Śīlāditya 4 世の 686 (GE. 368) 年の文書にみえ (EI. xxxv. p. 286. n. 6)、またそれは施與地と境を接したところにもみえる (EI. xxi. p. 210. l. 51)。このように、村落内に王の所有に屬したことを明示した池が存在したのである。⁽¹⁶⁾

マイトラカ朝文書では池 (vāpī) の施與が實に多かつたのであり、50 例も数えられる。このことは、池が灌漑などにおいて重要であり、かつその所有や使用収益が重視されたことを物語つている。⁽¹⁷⁾ 池の面積は、それが記されているかぎりでは、10~20 pādāvarta が 11 例、21~30 pādāvarta が 7 例、31~45 pādāvarta が 5 例であり、これによつて前述の 1 區劃の土地 (kṣetra) の面積と比較してその廣さが知られよう。しかも、池が土地 (kṣetra) に附隨して施與された例はむしろわずかであつて、大部分の例では、同時に施與

された土地 (kṣetra) とは別の位置にあつた池がそれ自體で施與されたのである。とくに Kharagraha 1 世の 616 (GE. 297) 年の文書では 2 つの池だけが施與されている (IIBS. i. p. 15. ll. 22-25)。土地 (kṣetra) に附隨して施與された場合には, Dhruvasena 1 世の 525 (GE. 206) 年の文書の第 1 施與地 (EI. xi. p. 107. ll. 16-17) にみられるように, 土地 (kṣetra) に権利をもつていた者が池にも關係したし, 單獨に施與された場合には, Kumbhāra-pratyaya-vāpī というように, 村民が池に権利をもつていたことを記した例が多い。こうした例があるにもかかわらず, 「王の所有に屬する池」と記されているのは, 王朝が直接に管理經營していたことを示すと考えられる。

つぎに, 「耕作者のいない」(utsanna-kuṭumbika) 土地という表現はマイトラカ朝の他の文書には全くみられないが, これは村民が明瞭な権利をもたなかつた未墾地であつたと考えられる。これについて想起されるのは, 5・6 世紀ベンガルの土地賣買文書にみられる賣買地である。これは, 同じく, 村落のはずれにあつた未墾地であつて, 村落の有力者階層の代表者たる viṣaya-mahattara などによつて構成された「郡の裁判所」(viṣay-ādhikaraṇa) においてその賣却がおこなわれた土地である。そこでもこの土地の所有者は明記されていないけれども, 王の所有に屬したと考えるべき土地であり, これに對して村民は明瞭な権利をもつてい⁽¹⁸⁾なかつた。この「耕作者のいない」という土地はこれと同じ性格の土地であつたのであろう。こうした土地には王朝の支配の滲透とともに王の権利が及び, 王の所有に屬する土地とされたのであろう。

以上のように, 王の施與の對象となつたのは, 王が所有しかつ直接に管理・經營したと解される池と, 村民たちが明瞭な権利をもつてい⁽¹⁹⁾なかつた未墾地とであつた。第 3 の「Kikaka が耕作した土地」とは, 實に satka 以外の語で表わされた土地であつて, 村民などが使用収益, 耕作あるいは占有していた土地である。そこで satka 以外の語の検討に移ろう。

pratyaya は, ⁽¹⁹⁾マイトラカ朝文書のほか, 4 世紀ごろマハーラーシュエトラ西

北部の Valkha (今日の East Khandesh District の Chalisgaon の近く) に都した Svāmīdāsa, Bhulūṇḍa, Rudrasena の 3 王の文書に見出されるにすぎない。⁽²⁰⁾ この語は prati + √ ī からできた語であり、「に向つて行く」、「信頼」、「認証」、「概念」といつた意味をもっている。しかしここにおいてはこの語は特別の意味をもっていたと考えられ、その解釋は實にむずかしく、⁽²¹⁾ これまでに belonging, holding, adjoining などと譯されたが、いずれも論證されていない。

マイトラカ朝文書のこの語の用例を調べてみると、施與地について 22 例記され、施與地に関するこの種の語の 3 分の 2 がこの語である。これに對して隣接地についてはわずか 3 例が見出せるだけである。またこの語は kṣetra (土地) についてだけではなく、vāpī (池) についても少なからず記されている。それゆえこの語はそれ自體では耕作關係を意味せず、この點つぎに述べる prakṛṣṭa や kṛṣṭa とちがつている。そして Śīlāditya 1 世の 605 (GE. 286) 年の文書の 5 施與地のうち第 3 のものは、ある村内にある ardhika-pratyaya-vāpī と記されている (IA. xix. p. 329. l. 24)。この ardhika は他の王朝の文書にもまた文獻資料にもみえており、⁽²²⁾ 勞働して収益の半分を貰う者の意味であつて、隸農の範疇に入れるべき者である。かかる者が、池についてもつていた權利は所有權ではないであらうし、pratyaya が所有權を意味しないことは、satka のところで述べたとおりである。そうすると、この語のふつうの意味から導き出しがたいけれども、これは占有あるいは使用収益を意味したとしか考えられない。ダルマシャーストラでは占有を意味する語は bhukti であり、その動詞の語根は bhuj であり、マイトラカ朝文書では、後述のように、わずか 1 例ながら、prabhuktaka という語が記されている。わたくしは pratyaya が prabhukta と同じ意味であつたとは思えない。むしろかかる土地を使用し収益し、かつその權利がマイトラカ朝によつて認められていたことを示す語ではないかと思う。

残りの 3 語はよく使われた語で、ふつうの解釋で異論がないし、支障がな

いと思われる。すなわち、krṣṭa と prakrṣṭa とは krṣ (耕す) という動詞から派生した語であつて、Kikaka-prakrṣṭa-kṣetra とは Kikaka という者が耕作した土地を意味する。krṣṭa は Dharasena 3 世の 523 (GE. 304) 年の文書の 3 施與地にそれぞれ記されているだけであるが (EI. xxi. p. 83. ll. 28-32), prakrṣṭa は施與地について 11 例と隣接地について 13 例記されている。⁽²³⁾ この両語の間には、一方には接頭辭 pra が付されているが、意味の相違はないと思う。両語はそれ自體では所有權の有無について示していないが、前に述べたことから、両語の前に記された者はその土地の所有權をもたず、王の所有に屬する土地を耕作していたと解される。

prabhuktaka はマイトラカ朝文書では 1 例みられるにすぎない。この語は bhuj の派生語 bhukta に接頭辭 pra が付き、それに碑文によくみれる接尾辭 ka が付いたものである。bhuj とその派生語はダルマシャーストラにおいては占有を意味したが、ここでも同じ意味に解釋してよいように思われる。この 1 例は Dhruvasena 2 世の 529 (GE. 210) 年の文書の施與地にみえ、そこには、brāhmaṇa-Viśakha-prabhuktaka-karada-kṣetra、つまり、バラモン Viśakha が占有して租税を納めている土地と記されている (EI. xi. p. 111. l. 17)。ダルマシャーストラなどのバラモン文獻は、學識あるバラモンに對して租税を免除すべきことを力説したが、ここでは、このバラモンがこの土地の租税を納めていたこと (karada) を明記されているだけでなく、この土地が他のバラモンに對してブラフマデーヤとして施與されたのである。

以上、マイトラカ朝土地施與文書にみえる難解な術語の検討を通じて、土地の權利關係について述べたので、つぎに土地の所有形態について考察しよう。

バラモンの土地では前述の術語が記されているかぎり、前述の prabhuktaka で表わされた土地と pratyaya で表わされた土地 1 例 (EI. iv. p. 80. l. 55) とを除いて、數多くの土地はすべて satka で表わされたかブラフマデーヤと記された。この點、後述の kuṭumbin といちじるしい相違がある。

バラモンに対する土地施與をみると、2人あるいは3人のバラモンに対して一緒に施與したことを記した13文書が見出される。これらの文書のなかには、施與と一緒に受けた者が兄弟であつた例 (EI. iv. p. 80. ll. 52-54) や、叔父と甥とであつた例 (JBBRAS. NS. i. pp. 55f. ll. 33-34) が見出される。Dhruvasena 1世と Dharasena 2世との8文書では、その者たちはそれぞれ、ゴートラ、ヴェーダ學派、さらに居住地が同じであり、これらには父の名が記されていないので、明確にはわからないが、記述の仕方からみて、兄弟であつた可能性が大きい。しかし残りの3文書では、ヴェーダ學派や居住地さえも異なるバラモンたちに對して一緒に施與している⁽²⁴⁾。村落施與の場合、このように種々の點で異なるバラモンたちに對して施與されたのは、マイトラカ朝では1文書だけであるが、他の諸王朝の文書には多く見出され、かなりの人數のバラモンに對する施與も少なくなく、しかも一緒に施與された者たちの間でヴェーダ學派や居住地などのいずれの點においても共通した點がなかつた例も見出されるほどである。またこのような村落施與の場合には、その村落から徴收される租税に對するバラモンたちの各人の分 (amśa などの語をもつて表わされる)⁽²⁵⁾が明記されていることが少くない。こうした各人の分は土地施與文書には記されたことがない。この點は銅板文書にみえる村落施與と土地施與との相違點の1つである。

さらにマイトラカ朝文書では、兄弟2人に對して、あるいはヴェーダ學派を同じくするが、ゴートラのちがつた者に對して、別々の土地を施與したのにもかかわらず、1つの文書に記された例が3文書に見出される。これらは1人1人に對する施與を別々の文書に書くべきであつたが、同じ日に同じ村落内の土地あるいは近隣の2村内の土地を施與したために1つの文書に記したのである⁽²⁶⁾。以上のことを考えると、前述の13文書の場合にも、とりわけ最後にあげた3文書の場合には、2人あるいは3人のバラモンが土地を共有したと斷言することができない。

しかし、土地の共有について附言すれば、施與地に隣接した土地のなかに

は、2人の村民の共有したと思われる土地がいくつか見出され、Cārabhaṭaka-Cāmdravakuṭumbi-kṣetra というように (EI. xxi. p. 83 l. 29), 同じ家族の2人の共有地と思われる例がある。このような例はバラモンの場合には見出されないが、ダルマシャーストラでは家族の成員の共有は認められていたのであるから、バラモン家族の間の共有地は存在したと考えてよい。

バラモンに對して施與された土地は、12文書では1區劃であつたが、その他の27文書では2～7區劃であつた。後者ではこれらの土地が同じ村落内にあつた場合が見出せるが、異なつた村落にまたがつていた場合も多い。とくに Dharasena 2世の571 (GE. 252)年の文書では、施與地は3つの郡 (sthali) にまたがつていたのであるから (EI. xi. p. 83f. ll. 24-29), かなりの距離があつた。そして、土地の施與を受けたバラモンが施與當時その土地が存在した村落に居住していたのは4例⁽³⁰⁾であり、多くは Valabhī などの都市や他の村落に居住⁽³¹⁾して、その村落とは関係がなかつたのである。これらのことは施與された土地に對するバラモンの經營を考える場合に留意せねばならない。

つぎに、施與地とその隣接地とには、バラモン以外にも、村民などの身分・職業が記されたことが少なく、その名稱は, ardhika (隸農, 1例), kuṭumbin (土地保有農民, 21例), kulaputra (1例), mahattara (村老, 7例), vaṇij (商人, 1例)⁽³²⁾である。これらのなかで多くみられるのは kuṭumbin と mahattara である。両者は4世紀以降の銅板文書をはじめとする碑文にきわめて多くみられ、この時期の村落における重要な身分階層であつた。兩者について、わたくしは5・6世紀ベンガルの土地賣買文書の検討に際して考察したが⁽³³⁾、簡単に述べるとつぎのようであろう。

kuṭumbin はこの時期における村落の土地保有農民であり、國家の租税や賦役を負擔した基幹的な被支配者階級であつて、かれらを中核として村落が構成されたのである。この村落を運営・統制したのは grāmika (村長) と mahattara (村老) とであり、前者が村落の行政と警察を職掌したのに對して、mahattara は村落の有力者階層で、村落の社會秩序の維持と統制にあ

たつた。かれらは家柄と財産において卓越した者であるといわれ、おそらく身分の上で kuṭumbin と區別されたのであろう。そして mahattara を中心として grāmajānapada とよばれた村落の統制機関が構成され、さらに mahattara のうちの有力者が viṣaya(郡)に進出して、「郡の裁判所」(viṣay-ādhikaraṇa)の構成員となり、地域社会における紛争の裁決、秩序の維持などをつかさどり、王朝の地方支配体制の一翼を擔つたのである。

マイトラカ朝文書では、kuṭumbin と mahattara の両者が施與地とその隣接地とにみられたほか、mahattara が施與を告知された対象として記された官僚などのなかに見出されるにすぎず、⁽³⁴⁾ 上述の点について判断するのははなはだ不足であるが、両者をおおむね上述のように考えて大きな誤りがないと思う。

そこでマイトラカ文書に記された両者の土地をみると、mahattara のは用例が⁽³⁵⁾少なく、kuṭumbin との比較は不可能であるが、kuṭumbin では、satka で表わされた土地が 9 例、kṛṣṭa や prakṛṣṭa で表わされた土地が 6 例、pratyaya で表わされた土地が 4 例である。⁽³⁶⁾ 前述したように、施與地は多く村落のはずれにあり、王の所有に属する土地であつたし、それに隣接した土地にはブラフマデーヤが多かつた。したがつて土地施與文書に記された土地はふつうの村落内でかなり特殊な区域であつたと考えられ、村落内の土地所有の一般的形態があらわれているとはいえない。それにもかかわらず、施與地に隣接した土地に kuṭumbin などの所有地が多くみられることは重要であつて、このことによつて村落内の土地が多く村民によつて所有されていたことを證することができよう。しかも、そこには Theraka-satka-kauṭumba-kṣetra あるいは Chachcha-Mātriloyas-satka-koṭumba-kṣetra という土地が⁽³⁷⁾記されている。kauṭumba と koṭumba は家族や家産を意味する kuṭumba からできた語で、これらの土地は農民の家族の所有地であつたと思われる。とくに後者の例は前述の kuṭumbi-kṣetra とともに 2 人が共有した土地であつたから、父祖傳來の所有地であつたのであろう。

それと同時に、マイトラカ朝文書に村落内の kuṭumbin などの所有地が明確に示され、王朝によつて把握されていることと、村落のはずれには王の所有に属した土地が存在し、kuṭumbin などがそれを耕作したりあるいは使用していたこととは、古代インドの諸王朝の人民と土地とに對する支配についてふつり漠然と考えられていることに對して反省する資料となるであらう。

略 称

Bhavnagar Inscriptions	A Collection of Prakrit and Sanscrit Inscriptions of Kattyawar &c., published by the Bhavnagar Archaeological Department, Bhavnagar.
CII	Corpus Inscriptionum Indicarum, Vol. iii. J. F. Fleet: Inscriptions of the Early Gupta Kings and their Successors, Calcutta 1888, Vol. iv. V. V. Mirashi: Inscriptions of the Kalachuri-Chedi Era, Ootacamund 1955.
EI	Epigraphia Indica
GE	Gupta Era
IA	Indian Antiquary
IHQ	Indian Historical Quarterly
IIBS	A. S. Gadre: Important Inscriptions from the Baroda State, Vol. i. Baroda 1943.
JBBRAS	Journal of the Bombay Branch of the Asiatic Society
JESHO	Journal of the Economic and Social History of the Orient
JOR, Baroda	Journal of the Oriental Institute, M. S. University of Baroda
JUB	Journal of the University of Bombay
VOJ	Vienna Oriental Journal.
第1節註	

- (1) マイトラカ朝に関する研究書は、K. J. Virji: *Ancient History of Saurāshtra* (Bombay 1955)と、H. G. Shastri: *Maitraka kālīna Gujarāt* (マイトラカ時代のグジャラート) (2 vols, Ahmedabad 1955)との2書がある。後者はグジャラーティー語で書かれ、前者よりもすぐれているといわれる。(本稿の第3節に直接関係あるところは友人 V. N. Sisodia 氏に譯してもらった。)M. R. Majumdar (ed): *Historical and Cultural Chronology of Gujarat* (Baroda 1960) は、碑文などによつて知られた事実を年代順に記した便利な書であり、そのうち、H. G. Shastri 氏は碑文と貨幣を資料とする記述を分擔し、第7章 *Maitraka-Gurjara Period* はかれが執筆した部分が多い。また簡単な概論には、R. C. Majumdar & A. D. Pusalkar (ed): *The History and Culture of the Indian People, Vol. iii. The Classical Age*, Bombay 1954, pp. 60-63, 103-105, 147-152 (R. C. Majumdar 氏の執筆)、やや古いが、N. R. Ray: *Maitrakas of Valabhī*, IHQ. iv. 1929. pp. 453-474 がある。
- (2) 銅板文書について碑文學者の書いたよい説明には、D. C. Sircar: *Indian Epigraphy*, Delhi 1965, B. C. Chhabra: *Diplomatic of Sanskrit copper-plate grants*, *The Indian Archives*, v. 1951. pp. 1-20 がある。
- (3) マイトラカ朝文書のリストは Virji 女史や Shastri 氏の書に掲げられている。Virji 女史のリストには 101 文書が掲げられ、Shastri 氏はそれに Dharasena 3 世の 624 (GE. 305) 年の Kasandra 文書 (JUB. xix. pt. 4. pp. 4ff.) が加えられている。その後には発表されたものには、つぎのものがある。(i) Dhruvasena 1 世の 525 (GE. 206) 年の Moti 文書 (A. S. Gadre: EI. xxxi. pp. 30ff.)。 (ii) Dharasena 2 世の 571 (GE. 252) 年の Mota Machiala 文書 (A. S. Gadre: EI. xxxi. pp. 302ff.)。 (iii) Dhruvasena 2 世の 642 (GE. 323) 年の Malila (Amreli Musuem 所蔵) 文書 (H. G. Shastri: JOR, Baroda, x. 1960. pp. 125ff., D. C. Sircar: EI, xxxv. pp. 284ff.)。 (iv) Śīlāditya 4 世の 686 (GE. 368) 年の Amreli 文書 (D. C. Sircar: EI. xxxv. pp. 281f. ただし全文が発表されていない)。また Dhruvasena 1 世の 525 (GE. 207) 年の Palitana 文書 (Virji's list No. 4) は、かつて H. G. Shastri 氏によつて紹介されたが (Bharatiya Vidya, vi. p. 248), 全文が同氏によつて発表された (JOR, Baroda, xii. 1962. pp. 53. これは中村元先生から借覽した)。なお、A. G. Vallabhaji (ed): *Gujarātānā Itihāsika Lekha* (Historical Inscriptions of Gujarat), Part 1, Bombay 1933 には、マイトラカ朝文書が 82 採録されている。本書はグ

ジャラーティー語で解説が記されているが、14世紀までのグジャラーットの碑文を全3冊に集輯した便利なものである。

- (4) 表についての註。(A) Dharaśena 2世のものとするるボンベイの Asian Society 所蔵文書 (IA. x. pp. 283ff.) は、G. Bühler によつて偽作されているので、この表に入れなかつた。
- (B) Śilāditya 3世の Kaira 文書は1838年に J. Prinsep が解讀發表したもので (Journal of the Royal Asiatic Society of Bengal, vii. pp. 972ff.), 訂正すべき点が多いので、表には算入したが、註では全くあげない。
- (C) マイトラカ朝の銅板文書には、村落や土地の施與以外のことを記したつぎの2文書がある。i) Guhasena の 567 (GE. 248) 年の Bhavnagar 文書 (IA. v. p. 207)。G. Bühler の解讀によれば、この王が佛教の Abhyantarika vihāra のサンガに寄進したのは、Vaṣa-sthalikā-prāyīya Bahumūla-grāme kuṭumbi-Śyāmanera-gopaka-Cheṇḍavaka-dāsak-Āstr-āya であつた (I. 6)。これが正しいとすると、この文章は全く異例であつて、āya は、Bahumūla における、土地保有農民、牧人と、奴隸(?)の3人から徴した(租税)収入と解釋するほかならうであるが、この文書には他の銅板文書と同じ讓與事項の記載があり、文書の形式と内容はととのつている。(ii) Dhruvasena 2世の 639 (GE. 320) 年の Bhamodra 文書 (JBRAS. xx. pp. 9ff.)。Droṇasimha がかつて Koṭṭamahikā 女神の寺院に gudādāna をおこなつたが、それが中絶してしまつたので、この王があらためて贈與し、それを元本として、寺院の祭祀と修繕の費用として、日々 1 rūpaka の貨幣を獻じたと記されている。
- (D) なお、マイトラカ朝の時期には、銅板文書のほかに、いくつかの石碑や粘土印章の碑銘が発見されている。cf. D. B. Diskalkar: Annals of the Bhandarkar Oriental Research Institute, xx. pp. 1ff., K. J. Virji: op. cit. pp. 253f.

第2節註

- (1) マイトラカ朝の歴史については、銅板文書と玄奘や義淨の旅行記とがその資料のほとんどすべてであつて、詳しいことはわからない。本節前半の敘述は前節註1にあげた諸文獻を参考としてまとめたものであり、註は最小限にとどめた。
- (2) 詳しい報告は、S. R. Rao: Excavation at Rangpur and other explorations in Gujarat, Ancient India, Nos. 18 & 19. 1962-63. pp. 5-207 に記されている。
- (3) インドで年代の明確で最古の稻の遺品は Lothal A層で発見されたもので、そ

- の年代は前1700年ごろとされている。cf. M. Wheeler: *Civilizations of the Indus Valley and Beyond*, London 1966, p. 90.
- (4) cf. M. R. Majumdar (ed): op. cit. pp. 31 ff., B. C. Law: *Indological Studies*, Part 1. Calcutta 1950, pp. pp. 50ff. しかし文献にみえる諸地方に関する記述の収集・整理はきわめて不満足な状態である。
- (5) このクシャトラバの系譜と年代については、P. L. Gupta: *The Kārdamaka Kṣatrapas of western India*, *Bulletin of the Prince of Wales Museum of India*, No. 4. 1935-54, pp. 49-61 に、貨幣と碑文とにもとづいてよくまとめられている。かれらの碑文は印章碑銘のほかかなり発見されており、kāvyā 體文章として有名な Rudradāman の Girnar 碑文をはじめサンスクリットで書かれたものが多い。cf. L. Renou: *Histoire de Sanscrit*, Paris 1956, pp. 99f.
- (6) cf. M. R. Majumdar (ed): op. cit. pp. 90-93, H. D. Sankalia: *The Archaeology of Gujārat (including Kathiawar)*, Bombay 1941, pp. 46-54. またジャイナ教の石窟についても報じられている。なお先年バロダ大学はグジャラート北東部の Devani Mori (Sabarkantha District) にて 3・4 世紀と考えられる佛教ストゥーパと僧院の遺跡を発掘した。そこで出土した佛舍利容器碑文は発表され、とくに碑文にみえる Rudrasena という王と 127 年という年代について論じられている。(JOR, Baroda の第12—15巻に掲載の6論文をみよ)
- (7) グルジャラ朝については CII. iv. pp. li ff. をみよ。
- (8) Saindhava 朝については A. S. Altekar: *El.* xxvi. pp. 185ff. をみよ。
- (9) 宗教については、K. J. Virji: op. cit. pp. 164 ff. のほか、S. Lévi: *Les donations religieuses des rois de Valabhī*, *Mémorial Sylvain Lévi*, Paris 1937, pp. 218-234. (原載 *Études de critique et d'histoire*, ii. 1896. pp. 75-100) が、70年前に発表されたものであるが、さすがに一讀に價する論文である。佛教については、Sukumar Dutt: *Buddhist Monks and Monasteries of India*, London 1962, pp. 224-232 がよくまとまっている。なお Valabhī には再三考古学者が探査したが、いまだ佛教の大僧院の遺跡は発見されていない。cf. R. N. Mehta: *Valabhī of the Maitrakas*, JOR, Baroda, xiii. 1964, pp. 240-251.
- (10) マイトラカ朝文書ではこれらの語が使われただけでなく、brahmadey-āgrahāra, dev-āgrahāra, saṅgh-āgrahāra という用法もみられる。
- (11) たんに「王」と書いたが、施與者の分析はこの時期の政治史に關係する大問題である。

- (12) この點については、『ブリハस्पティ法典』 xvii. 2—4 に興味ある規定がみられるし、また D. D. Kosambi 氏 (An Introduction to the Study of Indian History, Bombay 1956, pp. 291f.) や R. S. Sharma 氏 (Indian Feudalism, c. 300—1200, Calcutta 1965, pp. 7, 39ff., 222f., 269ff.) によつて論じられている。しかし、この問題については、施與の動機、施與された村落や土地の位置、バラモンの性格などを検討して、詳しく考察されていない。
- (13) ダルマシャーストラの所有權に関する規定については、P. V. Kane: History of Dharmaśāstra, Vol. iii. Poona 1946 (とくに pp. 317—329), A. Thakur: Hindu Law of Evidence, Calcutta 1933, pp. 220—263, Lallanj Gopal: Ownership of agricultural land in ancient India, JESHO. iv. 1961, pp. 240—261, R. S. Sharma: Indian Feudalism, pp. 135—155 をみよ。Gopal 氏の論文は明解で、よくまとまっている。また所有權の合法的取得については、J. D. M. Derrett: The right to earn in ancient India, JESHO. i. 1958, pp. 66—97, 『アルタシャーストラ』の土地所有權に関する論述については、E. Ritschel u. M. Schetelich: Zur einigen Problemen der Eigentumverhältnisse (speziell an Grund und Boden) in Kauṭīliya Arthaśāstra, Mitteilungen des Instituts für Orientalforschung, xi. 1966, S. 301—337 があり、ともに最近の丹念なよい論文である。
- (14) 村落施與と土地施與との區別については、前註にあげた L. Gopal 氏の論文 (pp. 251 f.) に本文とほぼ同様な意見が述べられている。
- (15) 以上本節の後半に述べたところは、「4—10 世紀北インドとデカンの土地所有關係——銅板文書の研究——」と題する論文にて詳しく述べる豫定である。

第3節註

- (1) このうちには施與地が *sītā* と記された例が 2 例ある (EI. xxxi. p. 301. l. 13, IA. v. p. 205. l. 13, cf. EI. xxxi. p. 303. l. 20, EI. xxi. p. 83. l. 31.)。 *sītā* という語は「うね」、「耕地」を意味する語であるが、『アルタシャーストラ』では管理官のもとにおいて經營された「王の直營地」を意味した。この語は碑文にはほとんどみられず、ただ上述の箇所のみ見えていることは注目される。ここにおいて『アルタシャーストラ』の術語の意味を直ちに適用させることができないが、たんなる耕地ではなく、王の所有に屬しなにか特別の意味をもつた土地であつたと想像される。また、これらのうちには *padraka* という語が付された村名のところに記された例が 5 例ある。この語は碑文學者によつて ‘comon land’ と譯

されているが、その根拠は薄弱である。だが、この語は銅板文書では譲與した特權の項目として森林と並んでみえ、また村名に付されていることがはなはだ多いので、開發されていなかつた區域の土地を意味したのであろうか。

- (2) 佐藤圭四郎「グプタ朝（西紀4—8世紀）印度社會の一考察（中）」、史林、35—2, 1952, pp. 161ff.
- (3) 隣村に接した例は、JBBRAS. NS. i. p. 66. *l.* 15, EI. xi. p. 83. *l.* 24, CII. iii. p. 166. *l.* 25, IA. ix. p. 232. *l.* 9, EI. xxi. p. 117. *l.* 23, EI. xxi. p. 83f. *ll.* 29, 31-32, 35, EI. viii. p. 198. *l.* 51, JBBRAS. NS. i. p. 72, *ll.* 52, 54-55, 56, p. 73. *l.* 50, EI. xix. p. 210. *ll.* 53, 56, EI. iv. p. 80. *l.* 56, Bhavnagar Inscriptions. p. 49. *l.* 23, EI. xxii. p. 119. *l.* 50, IIBS. i. p. 23. *ll.* 44-45, EI. xxxv. p. 286. *l.* 39. また二方以上にて隣村に接するものはつぎのとおりである。EI. viii. p. 193. *ll.* 42, p. 198. *ll.* 44-45, 47-48, IA. xv. p. 340. *ll.* 44, 47, JBBRAS. NS. i. p. 72. *l.* 51, EI. iv. p. 80. *ll.* 57-58, 58, EI. xxxii. p. 119. *l.* 52, IIBS. i. p. 23. *l.* 46.
- (4) *grāma-śikhara* の語は、EI. xxii. p. 119. *l.* 54, EI. xxi. p. 210. *l.* 56, EI. xxxv. p. 281. n. 6, p. 282. n. 1 にもみれる。
- (5) しかし1村落の面積がどれほどの *pādāvarta* であつたかについて推定する記載が全くなく、村落と比較して施與地の大きさがわからない。
- (6) *pādāvarta* の面積の推論については、H. G. Shastri: *op. cit.* p. 277, S. K. Maity: *The Economic Life of Northern India in Gupta Period*, (Cir. A. D. 300-500), Calcutta 1957, p. 42, をみよ。
- (7) 拙稿「五・六世紀ベンガルの土地賣買文書についての若干の問題」、東洋文化研究所紀要, 18, 1959, pp. 126f.
- (8) グルジャラ朝の他の3土地施與文書は、グジャラート南部の Surat と Broach の Districts, およびマハーラーシュートラの Nasik District から出土し、それらでは *nivartana* というかなり廣範な地方で使われた單位で施與地の面積を記している (CII. iv. p. 86. *ll.* 22-23, p. 93. *ll.* 18, 22, 25, pp. 99f. *ll.* 11-12)。
- (9) デカンのヴァーカータカ朝や *Bādāmi* に都したチャールキヤ朝の文書では、施與地の面積は *nivartana* という單位で表わされ、それは王が定めた基準によつて測つた (*rāja-mānena*) ものであつたが、マイトラカ文書にはこの記載が見出せず、この王朝がサウラーシュートラにおいて同様な基準を定めたかは疑わしい。

(10) VOJ. vii. p. 299. *ll.* 16-18 (3地), EI. xi. p. 83. *ll.* 24-25 (1地), JBBR-AS.NS. i. p. 30. *ll.* 23-24, (5地), IA. ix. p. 239. *ll.* ii. 5-9 (4地), EI. xxi. p. 118. *ll.* 22-23 (2地), EI. xxi. p. 83. *l.* 30, EI. xxxv. p. 285. *ll.* 38-40, (4地), JBBRAS. xx. p. 77. *ll.* 42-48 (11地), IA. xv. p. 340. *ll.* 44-49 (6地), JBBRAS. NS. i. p. 72. *ll.* 51-53 (4地), p. 74. *ll.* 54-55 (2地), EI. xxi. p. 210. *l.* 52 (2地), EI. iv. p. 81. *ll.* 59-60 (2地), Bhavnagar Inscriptions, pp. 48f. *ll.* 22-25 (7地), EI. xxii. p. 119. *ll.* 48-55 (12地), IIBS. i. p. 23. *ll.* 43-46 (5地), EI. xxxv. p. 281. n. 6, p. 282. n. 1 (6地)。グルジャラ朝文書では, CII. iv. p. 86. *ll.* 24-26 (3地), p. 93. *ll.* 19-20, 23-24 (3地)。またマイトラカ朝に従属していた *Gārulaka* 家 *Varāhadāsa* 2世の 349 (GE. 230) 年の *Vala* 文書にも見える (JUB. iii. p. 79. *l.* 17)。なおこの文書では, 土地施與を受けたサンガは *vaṇij-Akājita-satka-vihāra-bhikṣunīnām* (Genitive) と記されており, 商人が建立し支援していた僧院に住む比丘=たちであつた。

(11) 前註のほか, つぎの文書にみられる。(i) 6世紀後半の *Nārāyaṇabhadra* の文書 (EI. xviii. p. 63. *l.* 8)。(ii) 10世紀末ラージャスターンの南端の *Ābū* に都した *Paramāra* 朝の *sāmanta Devarāja* の文書 (EI. xxii. p. 197. *ll.* 6-11)。(iii) 中央インドの *Chandella* 朝 *Paramadideva* 1178 (ヴィク라마紀元 1236) 年の文書 (EI. xx. p. 130. *ll.* 14-15)。これらにおいては *satka* はいずれも非施與地について記され, またブラフマデーヤと結びついた例もみられ, この語がかなり廣くかつ數世紀にわたつて用いられたことが推測できる。しかしながら, グジャラートの *Chaulkya* 朝 *Bhīmadeva* の 1064 (ヴィク라마紀元 1120) 年の文書と *Karna* の 1092 (ヴィク라마紀元 1149) 年の文書とでは, *satka* が施與地について記されている (EI. xxi. p. 172. *ll.* 7-8, EI. i. p. 317. *ll.* 9-11)。これについての検討は後日に委ねたい。

(12) D. C. Sircar: *Indian Epigraphical Glossary*, Delhi 1966, p. 306.

(13) 銅板文書には, 王の村落や土地の施與が永久に存続すべきことを記し, これを保護した者は功德を受け, 破壊する者は宗教的な罪を蒙ることを記した『マハーバーラタ』などの韻文をあげている。しかし, 実際には, 王の交替, とりわけ王朝の交替に際しては, この施與, つまりアグラハーラ (ブラフマデーヤ) は新しい王によつて確認を得ねばならなかつたようである。そして, かつてブラフマデーヤであつた村落が他のバラモンに施與された例や, ブラフマデーヤの享有が失

われた例がいくつか見出すことができる。こうした施與の後の問題は、銅板文書が施與したときに作成した文書であるために、調べることがむずかしく、これまでで研究されたことがなかつたが、きわめて重要な問題である。

- (14) こうした記載は、村落施與文書と土地施與文書を問わず、ふつう慣用的語句が記されている。ただ、マイトラカ朝文書のなかには、「これまでに與えたブラフマデーヤとデーヴァデーヤの20を除いて」と記されたものがあるが、この20がなにを意味するかわからない。こうした記載にて除外すべき土地を具体的に記した例は、ずっと後世の中央インドの Chandella 朝 Paramadideva の 1167 (ヴィクラマ紀元 1223) 年の文書にみられるだけである。(EI. iv. pp. 157f. ll. 11-12).
- (15) EI. xxii. p. 119. ll. 47-55. この文書の施與地は合計 6 ヶ地で、すべて Madasara 村内にあり、それぞれ 4 境が記され、そこにはブラフマデーヤ、村民の所有地や耕作地、あるいは道路、隣村が記されている。これを簡単に表記すれば、下のとおりである。

位 置	性 質	面 積	摘 要
東 北	rājakīya……vāpi utsanna-kuṭumbika	25	
北	(kṣetra)	16	
"	"	30	四境ともに satka で表わされた土地
"	Kikaka-prakṛṣṭa- (kṣetra)	43	北にて隣村に接す
"	"	10	東は「王の道」、南は grāma-sikhara と接す
"	"	5	西は「王の道」、他の 3 方とも satka で表わされた土地と接す

(面積の単位は pādāvarta である)。なお、kuṭumbika は kuṭumbin と同じと解すれば、後述のように土地保有農民であり、異なるとすれば、佐藤圭四郎氏も述べたように隷農であろう。この文書や他のマイトラカ朝文書にはほかに kuṭumbika が記されていないし、ここだけとくにこの語が記されているので、この kuṭumbika は隷農と考えるべきかもしれない。いずれにせよ、kuṭumbika がいなかつたということは耕作されていなかつたことを示している。

- (16) 他の王朝の土地施與文書のうちで施與地が王の所有地であつたことを明記したものには、つぎのものがある。(i) 2世紀前半のサータヴェーハナ朝 Gautami-

- putra śrī Śātakarṇiの Nasik 石窟碑文 (EI. viii. p. 71. No. 4. l. 3. *asmad kṣetra*, No. 5. l. 9. *rājaka-kṣetra*). (ii) 5世紀 Pallava 朝 Kumāraviṣṇu の文書 (EI. viii. p. 235. ll. 17-18 *rājaka-kṣetra*). (iii) 8世紀ベンガル南部の Devakhaṅga の文書 (Memoirs of the Royal Asiatic Society of Bengal, i. p. 90. l. 7. *svabhūmi*)(iv) オリッサの Eastern Gaṅga 朝 Indravarman の Gaṅga Era 87年の文書 (EI. iii. p. 128. l. 10. *rāja-taṭāka-kṣetra*)。
- (17) また井戸 (*kūpa*) の施與は 4 例見出され (EI. xv. p. 257. l. 15, IA. v. p. 250. l. ii. 3, EI. xi. p. 83. l. 26, IA. xiv. p. 329. l. 25), いずれも土地 (*kṣetra*) に附隨して施與されている。
- (18) 拙稿前掲論文, pp. 98 ff.
- (19) EI. xi. p. 107. ll. 16, 17, JOR, Baroda, xii. p. 53. l. 15, IA. v. p. 205. l. ii. 2, EI. xv. p. 257. l. 14, VOJ. vii. p. 298. ll. 17-19 (3地), EI. xi. p. 83. ll. 27-29 (3地), CII. iii. p. 166. ll. 22-26 (5地), EI. xxxi. p. 303. l. 20, IA. xiv. p. 329. ll. 23-25 (5地), JBBRAS, NS. i. p. 31. ll. 25-26 (2地)。Varāhadāsa 2世の文書 (JUB. iii. p. 79. ll. 15-16. śrī-Mahārāja-Dhruvasena-prasādīkṛta-Bhaṭṭipadra-grāme Dagghaka-kuṭumbi-pratyaya-kṣetra)。施與地と境を接した土地の例は, JBBRAS. NS. i. p. 31. ll. 24-25, EI. iv. p. 80f. ll. 55, 61.
- (20) CII. iv. p. 7. ll. 3-4, p. 9. ll. 3-4, p. 11. ll. 4-6.
- (21) D. C. Sircar: op. cit. p. 246, D. D. Kosambi: Journal of the American Oriental Society, lxxv. 1955. p. 231. n. 14a.
- (22) 300年ごろの Pallava 朝 Śivaskandavarman の Hirahadaggali (Bellary District) 文書 (EI. i. p. 6. l. 39), 4世紀前半のアーンドラの Śālaṅkāyana 朝 Devavarman の Ellore 文書 (EI. ix. p. 58. l. 11)。ダルマシャーストラでは, Manu. iv. 253=Viṣṇu. i. 166. Yājñavalkya. lxxii. 166, および Kauṭilya Arthaśāstra, ii. 24. 16.
- (23) JBBRAS. NS. i. p. 72. ll. 50, 52, p. 74. ll. 48, 52, 54, EI. iv. p. 81. l. 22, 24, EI. xxi. p. 119. ll. 52, 53, 54, EI. xxxv. p. 286. l. 37. Śīlāditya 3世の 686 (GE. 368) 年の文書の第 2 施與地についてもこの語が記されているのであろう (EI. xxxv. p. 281)。施與地と境を接した土地の例は, JBBRAS. NS. i. p. 74. ll. 49-53(11地), EI. iv. p. 86. l. 61, EI. xxxi. p. 119. l. 48.
- (24) EI. xi. p. 107. ll. 18-19, EI. xxxi, p. 301. ll. 15-16, JOR, Baroda, xii. p.

53. *ll.* 16-17. *JBBRAS. NS. i p.* 66. *ll.* 16-17, *VOJ. vii. p.* 298. *ll.* 21-22, *EI. xi. p.* 81. *ll.* 30-31, *Bhavnagar Inscriptions, p.* 35. *ll.* 30-31.
- ②⑤ *EI. viii. p.* 193. *ll.* 38-41, *p.* 198. *ll.* 41-43, *JBBRAS. NS. i. pp.* 73f. *ll.* 46-47.
- ②⑥ Śīlāditya 1 世の 605 (GE. 286) 年の文書。44人のバラモンは Samguri から移住した者で、ゴートラやヴェーダ學派がさまざまであつた。 *EI. xi. pp.* 179f. *ll.* 19-25.
- ②⑦ 村落施與とバラモンについては近く別稿にて詳しく論ずる。
- ②⑧ i) Dhruvasena 1 世の 529 (GE. 210) 年の Palitana と Jyaya 文書 (*EI. xvii. p.* 109. *l.* 14, *EI. xix. p.* 126. *l.* 1) (ii) Dharasena 2 世の 571 (GE. 252) 年の Jhar 文書 (*IA. viii. p.* 302. *ll.* 24-25)。 (iii) Dharasena 4 世の 645 (GE. 326) 年の文書 (*JBBRAS. x. p.* 73. *ll.* 40-51)。
- ②⑨ これは銅板文書の性格にかかわる問題であるが、ここでは深く立入らない。
- ③⑩ (i) Dhruvasena 2 世の 526 (GE. 207) の Palitana 文書 (*EI. xvii. p.* 107. *ll.* 12-14)。 (ii) 同王同年の Ganeshgadh 文書 (*EI. iii. pp.* 302f. *ll.* 12-17)。 (iii) 同王の 529 (GE. 210) 年の Palitana 文書 (*EI. xi. p.* 113. *ll.* 16-18)。 (iv) Dharasena 4 世の 645 (GE. 326) 年の文書 (*JBBRAS. x. pp.* 77f. *ll.* 40-52)。
- ③⑪ Dhruvasena 2 世のマールワール地方出土の 2 文書では、バラモンたちの居住地は Agastikāgrahāra と Ayānakāgrahāra とであり (*EI. viii. p.* 193. *ll.* 38-41, *p.* 198. *ll.* 41-43), ともにアグラハールの村落であつた。つまりこれらのバラモンはかつて王によつて施與された村落に居住していたのである。また、マイトラカ文書では、土地や村落の施與を受けたバラモンは, Valabhī, Anandapura, Simhapura のような都市に居住し, あるいはこれらの都市にかつて居住して他の地に移つた者が大部分を占めた。しかも, Dharasena 2 世の 589 (GE. 270) 年以後のほとんどすべての文書には, Daśapura-vinirgata-Valabhī-vāstavy-ārya-caturvidya-sāmānya, Simhapura-vinirgata-Kikkaṭāputra-grāma-nivāsi-Simhapura-caturvidya-sāmānya のように, バラモンたちの居住地とかつての居住地, かれらの所屬した地域集團について記されている。これらの問題はバラモンの性格やかれらに對する王の施與の目的について考えるに際して重要であり, 別稿にて詳論する。
- ③⑫ ardhika についてはすでに述べた。kulaputra は *EI. xxii. p.* 119. *l.* 54 に

みえ、「良家の子」という字義であるが、この時期には特殊な身分であろう。vaṇij (商人)は IA. ix. p. 239. l. ii. 5. にみえるだけであるが、Dhruvasena 2 世の589 (GE. 270) 年の文書 (cf. K. J. Virji: op. cit. p. 173. n. 1) と Gūrulaka 家の Varahadāsa 2 世の 549 (GE. 230) 年の文書 (JUB. iii. p. 79. l. 18) とには、商人が Valabhi 近くに佛教僧院を建立したことが記されている。

③ 拙稿前掲論文, pp. 107ff.

③4 告知の対象としてつぎのような官職があげられている。āyukta, viniyuktaka, draṅgika, mahattara, śaulika, coroddharaṇika, cāṭa, bhāṭa, kumārāmātya. EI. viii. p. 198. l. 46, IA. xv. p. 340. l. 46, Bhavnagar Inscriptions, p. 49. ll. 24-25. (以上 satka), CII. iii. p. 166. l. 25, (pratyaya), Bhavnagar Inscriptions, p. 49. l. 24 (prakṛṣṭa), そのほかに EI. viii. p. 198. l. 45.

③6 JBBRAS. NS. i. p. 56. ll. 42-48 (3例), Bhavnagar Inscriptions, p. 48. l. 23 (2例), EI. xxii. p. 119. ll. 51-52, EI. xxxv. p. 282. n. 1. (以上 satka). EI. xi. p. 107. l. 16, CII. iii. p. 166. l. 25, IA. xiv. p. 330. l. 23, JBBRAS. NS. i. p. 31. ll. 24-25 (以上 pratyaya), EI. xxi. p. 83. ll. 29-32 (kṛṣṭa), Bhavnagar Inscriptions, p. 48. l. 22, EI. xxii. p. 119. l. 48 (以上 prakṛṣṭa)。そのほかに, EI. xxi. p. 83. l. 29, p. 84. l. 34, JBBRAS. NS. i. p. 56. ll. 38-39, p. 22. ll. 49-50.

③7 EI. xxii. p. 119. l. 50, EI. iv. p. 81. l. 59. この語はグルジャラ朝 Dadda 2 世の Kalachuri Era 460 年の Nasik 文書にもみえる (CII. iv. p. 93. ll. 19-20, p. 94. ll. 23, 24.)